

平成29年12月4日
福祉部指導監査室居宅事業者課

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の全部の効力の停止
について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の10、第115条の9第1項及び第115条の45の9の規定により、下記のとおり指定の全部の効力の停止を行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社あしたば
- (2) 代表者 代表取締役 岡田 展一（オカダ ノブカズ）
- (3) 所在地 大阪府東大阪市若江南町四丁目3番17号

2 対象事業所

- (1) 名称 デイサービスあしたば
- (2) 所在地 大阪府東大阪市下六万寺町三丁目1番39号ケープロフト1階
- (3) 事業の種類 地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第1号通所事業
- (4) 指定年月日 平成28年4月1日（地域密着型通所介護）
平成27年9月1日（介護予防通所介護）
平成29年4月1日（第1号通所事業）

3 効力の停止の内容と期間

- (1) 地域密着型通所介護、第1号通所事業
指定の全部の効力の停止6か月（平成30年1月1日～平成30年6月30日）
- (2) 介護予防通所介護
指定の全部の効力の停止3か月（平成30年1月1日～平成30年3月31日）

4 効力の停止の理由

- (1) 不正の手段による指定（法第78条の10第11号及び第115条の9第1項第8号）

法人代表者は、自分の妻が代表の別法人が運営している居宅介護支援事業所の常勤の管理者兼介護支援専門員であるにもかかわらず、デイサービスあしたばの指定申請に当

たり、常勤・専従の機能訓練指導員として勤務するとした不正な指定申請書類を提出し、指定を受けた。

(2) 介護保険法違反（法第115条の45の9第6号）

第1号通所事業と同一の事業所において運営されている指定地域密着型通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所において、法第78条の10第11号及び第115条の9第1項第8号に該当する違反行為があった。